

紙上労働相談

「労働契約時の労働条件の明示について」

（質問）私は、ある人から、「事業主が人を雇用する際には労働条件を明示しなければならない」と聞きました。ところが、私の会社ではそのようなことは行われていません。社長との間で、賃金や労働時間、休日などの労働条件について口約束だけで合意し契約書などの書面は交わしていません。口約束だけでは問題があるのでしょうか。

（回答）「契約自由の原則」の一つの内容である「方式の自由」により、使用者と労働者が合意していれば、口約束だけでも労働契約としては有効に成立します。しかし、口頭のみでの労働契約の締結は、以後のトラブルの原因にもなりますので、書面で行われることが望まれます。

労働基準法では、使用者が労働者を雇い入れる際には、労働条件を明示しなければならないことを定めており、そのうち特に、契約期間、賃金、労働時間、休日等の項目は、書面を交付することにより明示しなければなりません。

また、平成20年3月に施行された労働契約法でも、労働契約内容の理解の促進をはかるため、できる限り書面による確認をすることを規定しています。